

富田林市ふるさとのづくり支援事業実施要領

1. 目的

地域資源を活用した新商品開発等に取り組む事業者を支援することで、地域産業の育成・振興を図り、よって地域における投資や雇用の創出を促進することを目的とする。

2. 概要

一般財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）が実施する「ふるさとのづくり支援事業」の補助金申請を本市から行い、採択された場合、別途制定する、補助金交付要綱により、本市から補助金の交付を行う。

3. 補助対象事業

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。または、これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業。

4. 補助対象者

本市内に所在する事業所にて補助対象事業を行い、下記のいずれにも該当する事業者。

- ① 申請時点において、法人格を有すること
- ② 債務超過の状況でないこと
- ③ 新商品を自らが研究開発し、その商品を製造又は販売できる者であること
- ④ 市税を滞納していないこと

ただし、下記のいずれかに該当する事業は、対象外とする。

- ① 補助対象事業が他の補助金を受けている場合
 - ② 補助を受けようとする企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業
- また、上記の規定にかかわらず、下記のいずれかに該当する者を含む事業者であるときは、対象外とする。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - ② 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

5. 補助上限金額

ふるさと財団「ふるさとものづくり支援事業実施要綱」（以下「ふるさと財団・実施要綱」という。）により交付決定された額を本市より交付します。なお、ふるさと財団にて採択されなかった場合、補助金は交付しない。

6. 補助率

ふるさと財団・実施要綱に準ずる。

7. 対象経費

ふるさと財団・実施要綱に準ずる。

8. 申請手続き

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ふるさと財団ふるさとものづくり支援事業申請依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- ・誓約書（様式第2号）
- ・市税に滞納がないことの証明書
- ・ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業概要書（別記様式第2）
- ・ふるさと財団・実施要綱の補助対象事業計画書（別記様式第3-1又は別記様式第3-2）
- ・定款（定款のない場合はこれに類するもの）
- ・直近3カ年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ・申請者の沿革が記載されたパンフレット等
- ・その他申請にあたり必要な補足資料

9. 申請期限

ふるさと財団・実施要綱に記載されている補助金交付申請期限の2週間前まで。

10. その他

ここに記載されていない事項については、ふるさと財団・実施要綱等に準ずる。